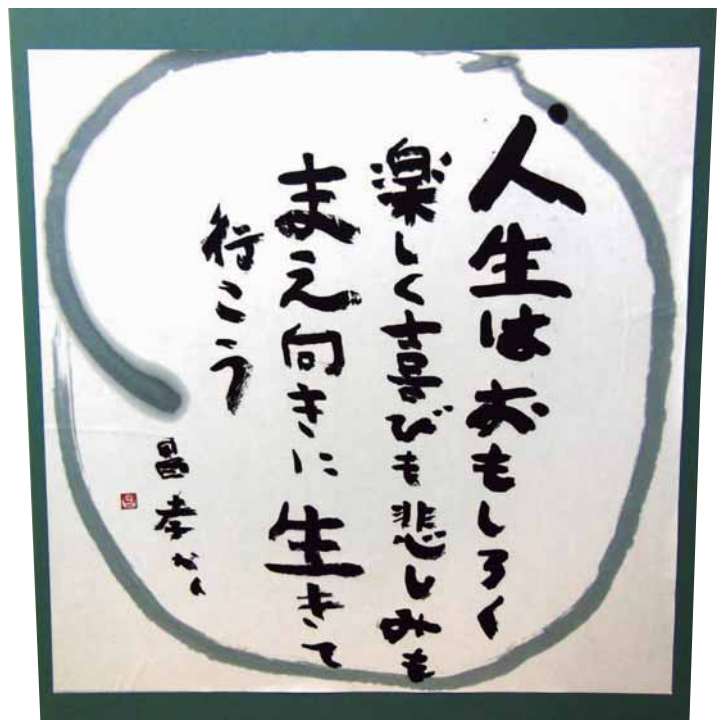


資料



タイトル「これでいいのだ」 作「斉藤 正博」



タイトル「人生」 作「泉谷 昌孝」

計画の策定経過

年月	内容
平成24年 6月	高知県障害(児)者等アンケート調査(22日～9月28日)
8月	第1回高知県障害者施策推進協議会(27日)
10月	平成24年度県民意識調査(23日～11月7日)
11月	第2回高知県障害者施策推進協議会(2日)
12月	第3回高知県障害者施策推進協議会(11日)
平成25年 1月	高知県障害者計画(案)に関する意見公募(パブリックコメント) (15日～2月13日) 障害者関係団体への説明会(29日)
2月	第4回高知県障害者施策推進協議会(22日) 高知県障害者施策推進本部会(27日)
3月	高知県障害者計画策定 県議会に報告

高知県障害者施策推進協議会委員名簿

氏名	役職名等	備考
上田 真弓	高知ハビリテーリングセンター センター長	
岡部 早苗	(社) 高知県建築士会 女性部会 参事	
片岡 卓宏	(財) 高知県身体障害者連合会 会長	
川原 秀人	田中石灰工業(株) 事業部長	
楠瀬 良子	(福) 高知県知的障害者育成会 常任理事	
鈴木 孝典	高知県立大学法人 高知県立大学社会福祉学部 准教授	
竹島 春美	(社) 高知県聴覚障害者協会 会長	
竹島 和賀子	高知県難病団体連絡協議会 副理事長	
武田 廣一	高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会 副会長	
田村 輝雄	高知県社会就労センター協議会 会長	
津野 昭雄	こうち精神障がい者連絡会 書記	
寺岡 典江	会社員	
中澤 宏之	(社) 高知県医師会 常任理事	
平野 三代子	高知県自閉症協会 会長	
福井 三男	高知県重症心身障害児者を守る会 会長	
藤原 義朗	高知生協病院 理学療法士	
町田 由李	高知労働局 職業安定部 職業対策課 地方障害者雇用担当官	
松本 誠司	NPO法人高知県肢体障害者協会副会長	
南 守	高知県知的障害者福祉協会 副会長	
吉岡 和夫	(福) 高知県社会福祉協議会 常務理事	会長

(五十音順)

高知県障害者計画 用語説明

【 ア 行 】

あったかふれあいセンター（* 29 P.21）

高齢者や障害のある人など誰もが集える場としての「集い」を中心にした活動のほか、見守りや訪問活動のなかで高齢者の生活課題などに対応した生活支援サービスの提供を行うなど、地域の実情やニーズに対応した、小規模ながら多機能な支援を行う拠点をいいます。

音訳奉仕員（* 39 P.28）

視力等に障害のある人のために、文字や図表などの情報を音声化するために必要な技術等を習得した音声訳ボランティアのことです。

【 カ 行 】

介護予防（* 54 P.36）

高齢者が、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活をおくれるようにすることです。

基幹相談支援センター（* 46 P.31）

相談窓口としての業務を行うとともに、支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成などを行う、市町村が設置、または委託をした地域の中核的な総合相談支援機関のことです。

共生社会（* 8 P.4）

人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ、互いが理解し合い、共に生きる社会をいいます。

居宅介護（* 60 P.45）

自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行う訪問系サービスです。

グループホーム（共同生活援助）（* 4 P.2）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う居住系サービスです。

ケアホーム（共同生活介護）（* 5 P.2）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行う居住系サービスです。

高次脳機能障害（* 21 P.13）

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指し、このため、日常生活や社会生活への適応が困難になる障害をいいます。

高知ギルバーク発達神経精神医学センター（* 55 P.39）

県内の医療機関等と協働して、神経発達障害の臨床研究及び臨床教育を行う機関のことです。発達障害や児童問題に幅広く対応できる専門的な医師を養成します。

高知県地域防災計画（* 92 P.71）

防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から守り、県土の保全と県民生活の安定確保を目的として、各種の災害に対処するため県や市町村などの責任と処理すべき事務等を定めたものです。

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（* 93 P.71）

南海地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、予防から応急・復旧・復興までの総合的な対策を計画的に行うため、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が、相互に連携しながら南海地震対策を推進していくために必要なことを定めた条例（平成20年制定）です。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例（* 80 P.51）

すべての県民が安全で快適に暮らせる社会の実現を目的に、建物・道路・公園等の整備方針等を定めた条例（平成9年制定）です。

コーディネーター（* 22 P.16）

福祉サービスを合理的、効果的に提供するために連絡・調整する専門職のことをいいます。

行動援護（* 62 P.45）

行動するうえで著しい困難があり、常時介護を要する障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービスです。

コミュニケーション支援カード（* 42 P.29）

文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい人が、自分の意思や要求を的確に伝えたり、支援者とのコミュニケーションを図るために使用する、イラストや文字、記号が書かれたカードのことです。

【 サ 行 】

災害ボランティアセンター（* 96 P.76）

被災者のニーズ収集やボランティアの受け入れ、派遣調整など、災害による被害からの復旧と生活を支援するボランティア活動を円滑に行うための拠点をいいます。

施設入所支援（* 69 P.45）

夜間や休日、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

市町村障害者虐待防止センター（* 27 P.19）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、障害者虐待に関する通報等を受理するとともに、虐待を受けた障害者の保護や養護者の支援、障害者虐待防止のための啓発、広報を行うことを目的として市町村が設置する機関のことをいいます。

市町村自立支援協議会（* 44 P.30）

地域における障害のある人への支援体制を整備するため、関係機関等が相互の連携を図ることにより、支援体制に関する課題を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的として市町村が設置する機関をいいます。

児童発達支援センター（* 47 P.31）

就学前の児童を対象とした通所支援に加えて、保育所等への訪問支援や相談支援などの地域支援の機能をあわせ持つ、地域の中核的な療育支援施設のことです。

G-Pネットこうち（* 78 P.50）

General Physician-Psychiatrist Network 高知（一般科医－精神科医ネットワーク高知）のことです。一般科診療所に通院中の外来患者のうち、うつ病の疑いがある人を対象に、一般科医（精神科医以外の医師及び産業医）から精神科診療所・病院に患者を紹介して、早期の外来診療予約などの連携ができるシステムです。高知県医師会、高知県精神科病院協会及び高知県精神神経科診療所協会の協力のもと高知県が実施主体として行っています。

若年性認知症（* 77 P.48）

65歳未満で発症する認知症の総称です。平成21年3月の厚生労働省による発表では、全国の若年性認知症者は約37,800人と推計されています。

周産期医療（* 52 P.36）

妊娠満22週から生後1週未満までの時期を周産期といいます。この時期は、母体や胎児・新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があり、産科と小児科の連携によって母体と胎児・新生児を総合的に管理して母と子の生命と健康を守る医療のことを周産期医療といいます。

重度訪問介護（* 61 P.45）

重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

集落活動センター（* 30 P.22）

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みのことです。

就労移行支援（* 66 P.45）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う日中活動系サービスです。

就労継続支援A型（* 67 P.45）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う日中活動系サービスです。

サービスを提供する事業所と雇用契約を締結し、利用します。

就労継続支援B型（* 68 P.45）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う日中活動系サービスです。

障害者委託訓練（* 90 P.65）

就職に必要な知識や技能を習得するため、企業や民間教育訓練機関等において、OA事務の講習や職場体験などの職業訓練を行う事業のことです。

障害者権利条約（* 2 P.1）

障害のある人すべての基本的人権を促進・保護することや固有の尊厳の尊重を促進することを目的にした条約です。2006年（平成18年）12月13日に第61回国連総会で採択され、2008年（平成20年）5月に発効し、127カ国が批准しています（2012年12月現在）。日本は、2007年（平成19年）9月28日に署名をし、現在、批准に向けて国内法の整備等を行っています。

障害者権利擁護センター（* 26 P.19）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、使用者による虐待に関する通報等を受理するとともに、虐待を受けた障害者や養護者の支援のため、相談や情報提供、市町村に対する助言、障害者虐待防止のための啓発、広報を行うことを目的として県が設置する機関のことをいいます。

障害者支援施設（* 95 P.75）

障害のある人に施設入所支援を行うとともに、生活介護などの日中活動系サービスを行う施設のことをいいます。

障害者週間（* 19 P.13）

障害者基本法に定められた1週間（12月3日から12月9日まで）のことで、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、それまでの「障害者の日」（12月9日）に替わるものとして設定されました。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等では様々な意識啓発に係る取り組みをしています。

障害者就業・生活支援センター（* 82 P.60）

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、養護学校等と連携しながら障害のある人の就業及び生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行います。

障害者就労支援事業所（* 36 P.27）

障害者総合支援法における就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援（A型、B型））を行う事業所のことです。

障害者職業センター（* 85 P.64）

障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所と連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職場適応指導までの一連の業務を行います。

障害者職業能力開発校（* 88 P.65）

障害のある人に、様々な職種についての知識や専門的な技術・技能を習得してもらうための、職業能力開発促進法に基づく施設です。

障害者スポーツセンター（* 91 P.69）

スポーツを通じて障害のある人の健康維持増進、社会参加の促進を図るため、スポーツ施設や研修施設の利用提供、各種スポーツ大会・教室の開催や、指導者の養成などを行っている施設です。

障害者施策推進協議会（* 13 P.7）

障害者基本法に基づき障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項の協議や調査審議及びモニタリングを行うため、県に設置する機関で、障害のある人・学識経験者・障害者福祉事業従事者・関係行政機関の職員などで構成されます。

障害福祉計画（* 3 P.2）

障害者総合支援法に基づき、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的として策定する計画です。

小規模作業所（* 73 P.46）

在宅の障害のある人が作業をしたり、日常生活の支援が受けられる、身近な地域にある小規模な作業所のことです。法律に基づく施設ではなく、障害のある人やその家族、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域のなかで生まれ、運営されています。共同作業所や福祉作業所などの名称でも呼ばれています。

職業能力開発校（* 87 P.65）

職業能力開発促進法に基づいて都道府県が設置している職業能力開発施設です。中学校や高等学校を卒業して就職しようとする人や、すでに職業についているけれども違う職業につきたいという人が、就職に必要な基礎的技能・知識を身につけるところです。

職場適応援助者（ジョブコーチ）（* 86 P.64）

障害のある人や事業主などに対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行う人をいいます。

職場適応訓練制度（* 89 P.65）

就職が困難な障害のある人に、実際の事業所において訓練等を行う制度です。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）（* 65 P.45）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う日中活動系サービスです。

神経難病医療ネットワーク（* 57 P.41）

重症難病の方のための身近な入院施設の確保等を図るため、都道府県が概ね二次医療圏（一般的な入院治療が提供される地域的単位として設定される圏域）ごとに1か所の協力病院を指定し、そのうち1か所を拠点病院として、地域の医療機関と連携し難病医療体制の整備を図るための体制です。

心身障害者扶養共済制度（* 35 P.27）

障害のある人の保護者が加入者となって掛け金を納め、保護者（加入者）に万一（死亡等）のことがあったときに、残された障害のある人に一生涯、一定額の年金が支給される制度です。

身体障害者手帳（* 14 P.8）

身体に永続的な一定の障害のある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

身体障害者補助犬（* 24 P.17）

視覚、聴覚、肢体に障害のある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称です。「身体障害者補助犬法」では、身体障害のある人が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができることなどを定めています。

唇裂・口蓋裂（* 59 P.42）

唇裂は、生まれつき唇の一部が割れている状態をいいます。また、口蓋裂は、生まれつき口蓋部（口の中の天井）が割れて口と鼻が繋がっている状態をいいます。生後まもなくから、形成外科や耳鼻咽喉科、矯正歯科など多くの専門家から適切な治療を受けることが必要です。

生活介護（* 64 P.45）

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する日中活動系サービスです。

生活習慣病（* 51 P.35）

がん、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症など、食生活や運動、喫煙などの生活習慣に関する一連の病気群を示す呼称です。

生活福祉資金貸付制度（* 37 P.27）

低所得世帯や高齢者、障害のある人の経済的自立と生活の安定を目的として、社会福祉協議会において行っている貸付制度です。

精神障害者保健福祉手帳（* 16 P.11）

一定の精神障害の状態にある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。障害の程度に応じて、重度から、1級、2級、3級に区分されています。

成年後見制度（* 25 P.19）

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な成年者のために、金銭管理や身の回りの世話のための契約等の法律行為全般を行って、これらの人の保護と支援を行う制度です。

相談支援専門員（* 43 P.30）

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う専門職です。

措置制度から支援費制度への移行（* 1 P.1）

措置制度では、障害のある人からの申請に基づき、サービスを利用することやサービス内容について行政が決定していました。支援費制度では、障害のある人が自らサービスを選択して事業者と利用契約を結び、サービスを利用するというしくみでした。障害者福祉は平成 15 年度に措置制度から支援費制度に移行しました。

【 夕 行 】

短期入所（* 71 P.45）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

地域移行支援（* 74 P.47）

障害者支援施設や精神科病院に入所または入院している障害者が、地域での生活に移行するために必要な相談や、障害福祉サービスの体験的な利用支援などを行います。

地域定着支援（* 75 P.47）

施設や病院から退所、退院、または家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じる緊急事態などに対応するための相談や支援を行います。

地域福祉活動計画（* 32 P.24）

社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して福祉課題の解決に取り組むための活動・行動計画です。

聴覚障害者情報センター（* 76 P.47）

聴覚に障害のある人を総合的に支援する拠点施設です。相談業務や各種の情報提供を行うほか、要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員の派遣や手話奉仕員・手話通訳者の養成を行っています。

点訳奉仕員（* 38 P.28）

視覚に障害がある人のために、活字図書を点字にする点訳の技術を習得したボランティアのことです。

同行援護（* 63 P.45）

視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに、移動に必要な情報の提供などの支援を行う訪問系サービスです。

特定疾患医療受給者証（* 18 P.12）

特定疾患治療研究事業は、稀少で、原因不明、治療方法未確立であり、かつ、生活面への長期にわたる支障がある疾患として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患について、医療費の一部を公費負担するもので、申請に基づき認定された場合に都道府県知事から交付する医療受給者証を特定疾患医療受給者証とといいます。

特別支援学校（* 20 P.13）

障害のある子どもたちが専門的な教育を受ける場で、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の障害別により学校が分かれています。

特別障害者手当（* 33 P.27）

精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者に対して支給される手当のことです。

トライアル雇用事業（障害者試行雇用）（* 84 P.63）

事業所が、障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性などを見極め、事業所と障害のある人の相互理解を促進することで、本格的な雇用に取り組むきっかけを作る事業をいいます。

【 ナ 行 】

南海地震対策行動計画（* 94 P.71）

南海地震からの被害の軽減や、発生後の応急・復旧・復興のための事前の準備など、県、市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき取組をまとめた南海地震対策のトータルプランです。

難病（* 17 P.12）

法律等による明確な定義はありませんが、行政が「難病」として取り上げる疾病の範囲は、次のように整理されています。①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

難病相談・支援センター（* 45 P.30）

地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設です。

日常生活自立支援事業（* 49 P.32）

認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が低下している人が、自立した地域生活をおくれるように、利用者との契約により福祉サービスの利用について援助等を行う事業です。

日本一の健康長寿県構想（* 6 P.2）

県民が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らし続けることができる高知県を目指して、保健、医療、福祉の各分野の本県の弱みを分析し、これまで取り組んできた施策に新たな取り組みも加えて、平成22年2月にとりまとめた構想をいいます。また、策定後の様々な変化に的確に対応しながら、より政策効果が上がるように、毎年見直しを行うこととしています。

ノーマライゼーション（* 9 P.4）

障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指すという考え方をいいます。

【 八 行 】

発達障害（* 7 P.3）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）その他これに類する脳機能の発達が関係する生まれつきの障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

はばたけ21（* 81 P.59）

県立特別支援学校の生徒一人ひとりが早い段階から自己の進路や生き方について考える機会を設けるため、進路ガイダンスの充実や県内外での職場体験、社会福祉施設の利用体験などの事業を実施し、円滑な社会参加を促進することを目的としている進路指導充実事業のことです。

バリアフリー（* 11 P.5）

もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味です。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味でも用いられます。

ひきこもり（* 28 P.20）

ひとつの疾患や障害を表すのではなく、長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった状態をさす言葉です。精神疾患が原因の場合とそうではない場合の大きく2つに分けられます。「社会的ひきこもり」は「20代後半までに発症し、6カ月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、精神障害が第一の原因とは考えられないもの」と定義されています。

ひきこもり地域支援センター（* 31 P.22）

ひきこもりの人とその家族からの相談に応じ、適切な関係機関へつなぐなど「地域の第1次相談窓口」としての機能を担うとともに、関係機関からなる連絡会の開催による連携強化、ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信を行うため、精神保健福祉センター内に設置している機関のことです。

P D C A サイクル（* 12 P.7）

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことです。

福祉研修センター（* 50 P.33）

福祉を支える人づくりと担い手の確保など、総合的な福祉人材の育成を行うために、高知県社会福祉協議会内に設置している機関のことで

福祉サービス第三者評価制度（* 48 P.32）

福祉サービスの質を向上させるために、福祉施設や事業所に対して第三者が客観的に評価を行い、その評価結果を公表し、福祉サービスの利用者や家族等に情報提供するしくみのこと

福祉的就労（* 34 P.27）

障害のある人が働くことへの意欲や自信を持てるようにするため、就労継続支援事業所等の福祉的な支援のある環境で仕事を行うこと

福祉ホーム（* 72 P.45）

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

法定雇用率（* 83 P.60）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定規模以上の事業主が雇用しなければならないこととされている障害のある人の割合

【 マ 行 】

マッチング（* 23 P.16）

事業所等からの求人に対して、求める要件に合った希望を持つ人材を見つけ出し、両者を繋ぎ合わせて仲介をすること

【 ヤ 行 】

ユニバーサルデザイン（* 79 P.51）

はじめからバリアを作らず、障害の有無や年齢などに関わらず、誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方

要約筆記者（* 40 P.28）

中途失聴者や難聴者のために、手書きやパソコンなどの方法によって、その場で音声を文字にして伝える要約筆記に必要な技術を習得した通訳者のことです。

よさこい健康プラン 21（* 53 P.36）

健康増進法第8条第1項に基づき策定された、高知県の健康増進計画です。

【 ラ 行 】

ライフステージ（* 10 P.5）

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階のことです。

リハビリテーション（* 56 P.41）

障害のある人の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障害のある人の全人的復権」を理念としています。

療育手帳（* 15 P.10）

知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。高知県では、障害の程度によって、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階に区分されています。

療養介護（* 70 P.45）

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

ルミエールサロン（* 41 P.28）

高知県立盲学校内に設置している視覚障害者向け機器展示室です。見えづらかったり、見えないことによる日常生活の不便さを解消するための、様々な機器や便利に使える道具を500点以上展示しています。

レスパイト入院（* 58 P.41）

在宅で医療や介護を受けている人などが、医療機関で医療を受けるとともに家族が介護に疲れきってしまうことを防ぐための入院をいいます。